

行政支出総点検会議指摘事項の概要 ～ムダ・ゼロ政府を目指して～

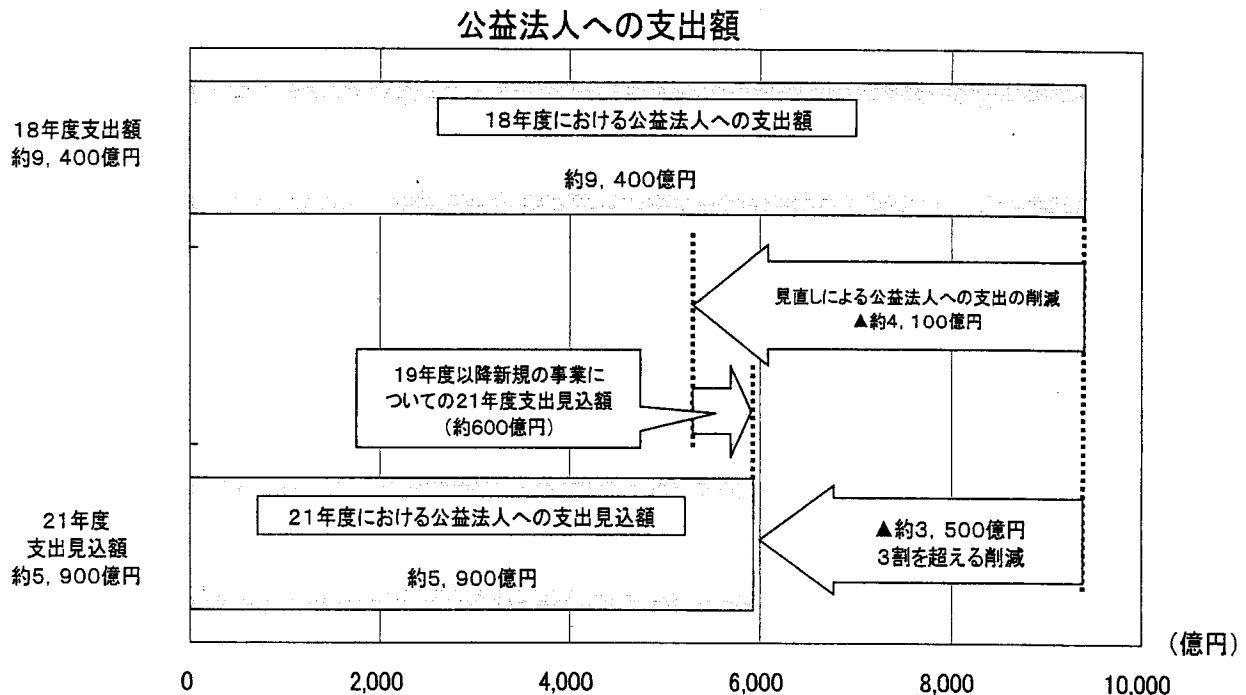
1. はじめに

- 選択と集中により強い日本をつくることが求められている
- 当会議からの指摘を十分に踏まえた平成21年度予算となることを期待
- 各府省は、自律的に無駄の削減に取り組み、成果を国民に示すことが必要

2. 公益法人への支出

- ① 事務事業の廃止・縮小
- ② 競争性のある契約方式への移行
- ③ 公益法人への委託等の見直し

により、平成18年度支出額約9,400億円を平成21年度支出見込額約5,900億円に約37%削減



公益法人への支出の削減の主な事例① (文部科学省)

(財)大学基準協会等に委託していた「大学評価研究委託事業」(大学等の認証評価に関する評価基準、評価方法の調査研究を行うもの)について、一定程度の調査研究の成果の蓄積がなされたことから、当該事業を廃止

公益法人への支出の削減の主な事例② (国土交通省)

(財)関西文化学術研究都市推進機構が随意契約で一括して受託していた調査研究業務について、政策の企画立案の一環として行うべきものは委託を廃止して国が直接実施し、引き続き委託する調査研究については、企画競争に移行し、民間のシンクタンクが受注

- 各府省は、平成21年度の公益法人への支出実績をホームページ等で公表
- その他、公益法人への支出について、個別に指摘し、速やかに更なる見直しを行うよう、各府省に求めているところ

行政支出総点検会議の開催について

〔平成 20 年 7 月 29 日〕
〔内閣官房長官決裁〕

1 開催の趣旨

不適切な支出を徹底的に是正し、行政全般に対する国民の信頼回復を図ることが最重要の課題であることから、内閣官房長官の下に有識者の参集を求め、国民の目線で無駄の根絶に向けた指摘をしていただくための「行政支出総点検会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 会議は、別紙に掲げる有識者により構成し、内閣官房長官が開催する。
- (2) 内閣官房長官は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3 主な検討事項

- (1) 行政と密接な関係にある公益法人への支出
- (2) 特別会計の支出
- (3) その他行政支出全般

4 分科会

会議は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は座長が指名する。

5 その他

会議の庶務は、財務省、総務省、その他関係機関の協力を得て、内閣官房行政支出総点検会議担当室において処理する。